

# 京都府は、学生等の若者が取り組む

## 子どもの未来づくりを応援します

### 事業の概要

京都府では、「京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づき、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指すこととしています。低所得世帯の子どもが多くは、生活習慣の確立や学習習慣の定着が図られていないことから、大学生などの若い世代が中心となって取り組む子どもの貧困対策に係る取り組みを応援します。

### 補助対象事業等

#### 補助対象事業者 (補助金を受ける人)

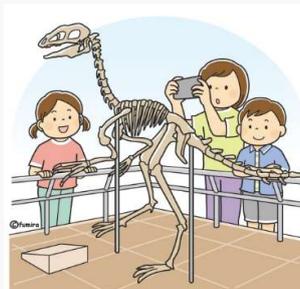
- ① 20歳代の若者を中心とした3名以上の者によるボランティアグループ
- ② 大学生又は大学院生を構成員とする学生団体 (ただし、大学等から運営費の助成を受けていないこと。グループ・団体の代表者は、京都府税の滞納がないこと。)

#### 補助対象事業

( 補助の対象となる取り組み )

子どもの貧困問題を理解し、主に低所得世帯(要保護・準要保護家庭等)の子どもを対象に行う、生活習慣の確立や学習習慣の定着に向けた次の取組とする。

- (1) 学習支援活動
- (2) 学生等の若い世代と子ども及び子ども相互間の交流活動
- (3) 文化・スポーツ・自然などの非日常の体験活動
- (4) 食育活動
- (5) 学習や友人関係などの相談・助言活動
- (6) その他の子どもの貧困対策に資すると知事が特に認めた活動



#### 補助金の額

1団体当たり 30万円 (消費税・特別地方消費税を含む。)

※ 補助対象経費が30万円に満たない場合は、補助対象経費の額(千円未満は切り捨て)

### 応募に関する問い合わせ等

募集・応募に関するお知らせは、京都府HPに掲載中です。

<http://www.pref.kyoto.jp/kateishien/news/ibasyo/2023suporter.html>

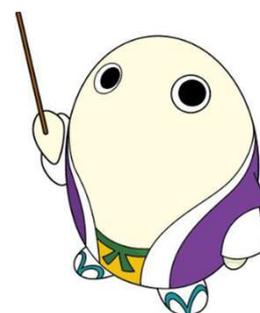
① 募集期間：令和5年6月5日(月)～令和5年6月30日(金)

② 応募書式等：裏面のとおり

【本補助金に関する問い合わせ先】

京都府 健康福祉部 家庭支援課

☎ 075-414-4305 Mail [kateishien@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kateishien@pref.kyoto.lg.jp)



## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う感染症対策の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策について、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、基本的な感染症対策等の考え方については、次のとおりとします。

### 1 事業実施における感染対策について

感染対策については、個人や事業者の判断に委ねることが基本となるが、着用が効果的な場面でのマスク着用や、手洗い等の手指衛生、換気など、有効とされる基本的な感染対策には、下記枠内事項も参考に状況に応じて取り組むこと。

### 2 実施者又は参加者が陽性となった場合の対応について

外出やマスクの着用等については、個人の判断が基本となるが、下記枠内事項も参考に、適切に対応すること。

#### 【基本的な感染対策についての政府の考え方】 ※令和5年5月8日～

- 個人や事業者の判断に委ねることを基本とする
- 行政が一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む（政府は、感染症法に基づき、個人や事業者の判断に資する情報を提供）

#### 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について」 (令和5年3月31日付厚生労働省事務連絡)

- マスクの着用  
個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。(高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨)
- 手洗い等の手指衛生、換気  
新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効
- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保  
流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるように混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効(避けられない場合はマスク着用が有効)

#### 【療養に関する取扱い】

- 発症時等における推奨・配慮事項
    - ・発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただく(推奨)
    - ・その後も10日間が経過するまでは、マスクの着用や、ハイリスク者との接触は控えていただく(配慮)
- (令和5年4月14日付厚生労働省事務連絡)

## 申請書類について

- 過年度からの継続申請団体
  - ・「京都府子どもの未来づくりサポーター活動支援事業補助金交付申請書」(別記第2号様式)
  - ・「事業計画書」
  - ・「資金計画書」
  - ・団体・グループの概要
  - ・口座振替依頼書
  - ・「指令前着手届」(別記第3号様式)
- 本年度の新規申請団体
  - ・「京都府子どもの未来づくりサポーター活動支援事業実施計画書」(別記第1号様式)
  - ・「事業計画書」
  - ・「資金計画書」
  - ・団体・グループの概要



※ 申請書類の提出は、電子メールでも受け付けます。ただし、口座振替依頼書の下段の委任状については、原本を提出してください(押印が必要なため)。